

## 耐震改修促進税制

**Q** : 耐震改修工事をした場合には、特別償却ができる特例があるそうですが、どのような内容になっているのですか？

**A** : 建築基準法や改修促進法の要件を満たす一定の場合には、初年度に限り10%の特別償却が認められます。

### 【解説】

建物に耐震改修工事を施した場合、その改修工事は資本的支出になるため、建物と同様に減価償却をしていくこととなりますが、一定の要件を満たしたものについては、その改修部分につき、普通償却をすることに加え、初年度に限り10%の特別償却をすることができることとなっています。

要件は、耐震改修促進法や建築基準法に基づくもので、具体的には次のようになっています。

- ① 適用を受けようとする建物が、現行の建築基準法に適合していない、つまり、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により建築されたもので、病院、百貨店、事務所等の多数の者が利用する特定建築物に該当し、各市町村長から耐震改修を行う旨の指示を受けていないものであること
- ② 建築士などによる耐震診断で耐震改修が必要であるとする判断を受けていること
- ③ 第三者機関である評定委員会等で耐震改修方法等の審査を受けた後、各市町村に耐震改修計画を申請し、その認定を受けること

